

無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務仕様書

1 事業名

無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務

2 目的

2022年12月の改正航空法施行により、「有人地帯（第三者上空）における補助者なし目視外飛行（以下「レベル4飛行」という。）」が解禁となり、今後より一層の無人飛行ロボット（以下「ドローン」という。）の産業活用の拡大が期待されている。

本県ドローン産業のより一層の振興を図るには、ユースケースの創出・発信のみではなく、自社内でカスタマイズや保守ができるように、ドローンの開発・製作・カスタマイズ・保守等に関する知識や技術を有する人材（以下「ドローンエンジニア人材」という。）の育成が必要となるが、体系立ったカリキュラムやテキストがまだなく、養成できる十分な環境が整っていない。

そこで、本事業ではドローンエンジニア人材に求められる知識や技術を体系化した、カリキュラムとテキストを作成するとともに、養成機関となりうる事業者を探索し、ドローンエンジニア人材創出に向けた体制を整備する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 委託内容

ドローンエンジニア人材育成のために必要となる、知識や技術を体系化した、カリキュラムとテキストの作成と、養成機関の事業者を探索するため、以下の業務を実施すること。

<カリキュラムとテキストの作成>

(1) カリキュラムとテキストの内容

- ・ 作成するカリキュラムとテキストは、学生向けと社会人向けを作成すること。
- ・ 愛知県の特徴を把握し、ソフトウェアとハードウェアの両方を盛り込んだ内容とすること。

ア 学生向けのカリキュラムとテキストの内容

目 的：ドローン業界への興味を喚起し、就職を促す

対 象 者：工科高等学校、専門学校、大学の学生 等

到 達 目 標：ドローンに関する知識を学んでもらうことでドローンへの興味を喚起し、ドローン業界への就職を一つの選択肢にしてもらう

想定使用方法：授業の一環としてテキストを使用 等

想 定 内 容：ドローンの基本構成や歴史、事例紹介 等

イ 社会人向けのカリキュラムとテキストの内容

	初級編	中級編
目的	他分野からの新規参入を促進	ドローンスクールで機体修理、サービサーで機体運航及び修理を担える体制の整備
対象者	他分野からドローン業界（サプライヤー等）への新規参入を検討している事業者の従業員	機体の修理を担うことが想定されるドローンスクールと、機体運航及び修理を担うことが期待されるサービサーの従業員
到達目標	参加者に参入可能性※をイメージしてもらい、新規参入を促す ※サプライヤーはドローンの構成部品のどの部品に参入できるか、サービサーはどの事業分野に参入できるか等	機体運航と修理に必要な知識・技術を学んでもらい、自社での事業実施を促す
想定使用方法	民間事業者による講座での使用	民間事業者による講座での使用
想定内容	ドローンの構成部品や飛行原理等	機体のバランスに関する知識や周辺インフラの知識、プログラミングスキル等

(2) テキストの分量

- ・ 1日180分の授業を5日間程度実施する分量とすること。

(3) 実施体制

- ・ カリキュラムとテキストを活用する意思のある事業者を事業実施体制に含めること。
- ・ 事業実施体制は、学生向けと社会人向けの両方で組むこと。
- ・ 作成に当たっては、専門家による監修を行うこと。

(4) その他

- ・ 作成するテキストの様式は、県と協議すること。
- ・ 事業者へのヒアリングや検討会での意見交換を踏まえ、必要に応じ、講師向けの補足資料を作成すること。

<検討会の運営>

- ・ カリキュラムとテキストの内容について、有識者（ドローンメーカー、サービサー、ドローンスクール等）で議論する検討会を開催・運営すること。

(1) 回数・会場等

- ・ 県内の会議室（使用料は受託事業者が負担する）で、3回程度開催すること

(2) 業務内容

- ・ メンバーの日程調整、会場確保、メンバーへの案内通知

- ・ 実施内容の調整
- ・ 資料の作成及び印刷
- ・ 当日の運営支援
- ・ 議事録の作成

<養成機関の探索>

- ・ ドローンエンジニア人材育成に取り組みうる養成機関を探索すること。
- ・ なお、探索に当たっては、教育機関やドローンスクールなどに対し、事業として実施する可能性や課題をヒアリングし、成果をレポートとしてまとめること。

<想定スケジュール>

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カリキュラムとテキスト作成				カリキュラム作成		テキスト素案作成				テキスト最終版作成		
検討会の運営			第1回検討会		第2回検討会			第3回検討会			第4回検討会	
養成機関探索												

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・ 事業実施報告書（A 4判縦） 2部
- ・ 上記の電子データ 1式
- ・ 作成したカリキュラムとテキスト（3種）の電子データ 1式
- ・ その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

7 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (2) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じこと。
- (5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (6) 本事業を実施することにより発生した仕様書第6項に示す成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。
 - ・ 本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (7) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。